

【講演録】

菅浦と大浦の堺相論 — 中世村落社会の実像 —

太田 浩司

相論の場・日指と諸河

本日私服を着ていますのは、別に「菅浦文書」の国宝指定記念のためではありません。皆さん、ご存知のことと思いますが、十月三十一日に「菅浦文書」の国宝指定が『官報』に載りまして、正式に国宝となりました。この講演会に間に合わないかと思っていたのですが、間に合っていました。この講演会に出たのが三月で時間がかかっていましたので、本当に国宝になるのかと、はらはらしていました。この度、正式に国宝になりよかったです。和服姿は、午前中に長浜市上野町の孤篷庵で、お茶関係の講演会があり、和服で行なったのですが、その後着替える暇がなくて、「まあいいか」と思ってそのままの姿で来てしまいました。

二年ほど前も、教室は違いましたが滋賀大学経済学部で、菅浦の歴史的景観のお話をさせていただきましたが、今日は「菅浦文書」の中で一番有名である、隣の大浦との争いの話について、これまでの研究で言われていることをまとめてお話しします。別に新しいことを言うわけではありません。隣村と争ったことが有名だというと、一般的にはよい印象はないかもしれませんが、争ったことが大事ではないのです。いま菅浦と大浦は仲がいいですから、昔のことを蒸し返して、菅浦と大浦の仲が悪いという話をするわけではありません。菅浦と大浦の堺相論の中から、

中世村落の状況を読み取ることが大事で、中世の菅浦と大浦の仲の話は主題ではないのです。もちろん、現象としては戦いの話ですが、争いを描くのが本意ではありませんので、この点は誤解のないようにお願い致します。あくまで、「中世村落社会の実像」を描くのが本意です。

この《図1》は、先日亡くなってしまった佐々木洋一さんという方で、復元イラストを得意にされている画家に描いていただいた、菅浦と大浦の鳥瞰図です。年代は一応、中世を想定しているのですが、西から東を描いたものです。Aが菅浦の集落です。Bが大浦です。その間に、C・Dの日指・諸河という田地があります。今は、奥琵琶湖パークウェイという道路が、大浦から菅浦まで湖岸を通っています。この図にも細い道が描いてありますが、現在はこれをたどって大浦から菅浦に行きます。今の道は昭和三十年代に自衛隊が道を付けて、昭和四十六年に全長一八・八キロの奥琵琶湖パークウェイという立派な道路が付いて、初めて村の方や観光客が通るようになりました。もともとは、湖岸の道は細くて通れなかったのです。日指・諸河の田地に行くには、船かEの山越えの道で、集落の裏山を越えると意外と早く行くことができます。菅浦に行っていたかと分かりますけれども、周りを山に囲まれ田地がありません。

菅浦の田地所在地

《図2》をご覧ください。集落の中にFの前田という小さい田地がありました。菅浦には今も前田さんという姓が多くあります。もともとは、この田地の辺りに住んでいた方々だと思います。前田は中世には存在しましたが、近世には消滅するようです。もう一つ、《図1》のGに赤崎

という田地がありました。この前田と赤崎以外のほとんどの田地は、日指・諸河に集中していたわけです。

菅浦は漁業を生業としていた人が多かったのではないかとされる方がありますが、意外とそうでもないのです。やはり、通常の村落と同様に田地に頼るところが大きかった。回船業に携わった方もいましたが、やはり農業への依存度は高く、菅浦にとってこの田地を領有できるか否かが死活問題になるので、日指・諸河は大変重要な場所でした。

大浦の集落の方が、日指・諸河に近いのですが、菅浦はその領有権を主張して、大浦と田地を取り合っていました。いま地元の方は日指（ひさし）・諸河（もろこ）と発音しています。中世ではどう発音していたかは分かりませんが、菅浦集落に近い方が日指で、遠い方が諸河です。現在、中世の研究者の間では、日指（ひさし）・諸河（もろかわ）と呼び習わしています。この田地が非常に重要なことは、集落との地形関係を見ていただくと分かると思います。

この田地をめぐって、鎌倉時代の終わりから二世紀にわたって、つまり一二〇〇年代の終わりから一四〇〇年代の終わりくらいまで、菅浦と大浦でどっちのものか争ったということになります。今日最後の方でお話しする文安とか寛正の争いにおいては、実際に武力衝突が農民の間で起きて死人まで出ているのです。村と村の戦いで死人まで出ているという、非常に悲惨な状況が描かれているのが「菅浦文書」です。

「自力救済」による田地の確保

当時、鎌倉・室町時代は幕府などの中央権力、あるいは守護などの地方権力は、村の権利を必ずしも守ってくれないので、菅浦が田地を確保

するために自分を守る必要がありました。もちろん、京都での訴訟は展開しますが、田地を実効支配するには、自分で戦って田地を守らなければならぬ時代でした。そういう状態を、専門的には村の「自力救済」と呼んでいます。この辺は、これから青柳先生がお話しされる近世とは全然違うところですね。共同体が維持されたという点では中世も近世も同じなのですが、「自力救済」という点が、中世という時代の近世とは違う特徴です。

江戸時代にも村々の紛争で人が死ぬことはありますが、それは大変なことでした。しかし、中世には村の紛争で人が死ぬのは、言葉は悪いですが日常茶飯事でした。一方で、京都での法廷闘争も繰り返します。この裁判は、菅浦と大浦の争いの場合、実に複雑な経過があります。建武三年（一三三六）には菅浦が勝利するのですが、その後の暦応三年（一三三〇）には菅浦が敗訴して、日指・諸河は大浦の田地という判決が朝廷から出るなど、裁判は二転三転します。ただ、「菅浦文書」から推察すると、日指・諸河を実効支配していたのは菅浦のようで、大浦が占拠するということはなかったようです。ただ、大浦の文書がもう少し残っていると、領有関係について客観的に見られるのですが、我々は残っている「菅浦文書」からしか見ていないので、よく分からない部分もあるのです。

近世の検地帳にあたる史料を、中世の場合は検注帳といえます。菅浦の日指・諸河の検注帳は中世を通じてずっとつくられていますので、実効支配は菅浦が行なっていたとは思えないのです。大浦の文書がもしあったら、それは絶対に望めませんが、もし検注帳が出てきたら、いったいどっちが占有者なのかという事になるかもしれませんが、菅浦の

文書を見る限りでは、菅浦が実効支配していることは明らかです。

後からつくられた文書と絵図

大浦荘という荘園は平安時代にできるのですけれども、菅浦はこの田地を守るために、荘園ができたときの文書を入手したり、あるいは、ちよつと聞こえは悪いですが、「うそ」の文書を偽造してまで、自分たちに有利な状況をつくつていこうとします。ただ、その「うそ」の文書も、最近つくつたのでは意味がないのですが、南北朝時代の偽文書だった村を守つたという歴史の意味があり、立派に国宝になるのです。官使の注進状とか、これからお話しする絵図も、最近の説では記された年号から二〇三〇年後に、菅浦が自分の主張を基につくつたものと考えられています。でも、それが五百年、六百年前の行為なら、ほとんど類例がない村の文書として歴史的価値を持つのです。

「菅浦文書」は、当時権力が集中した院が出した文書があるからとか、当時の朝廷や幕府が出した文書が含まれるからとかという理由で、国宝になつたではありません。村の権利を自ら守るために、残された文書が効力を発したという意味で国宝になつたのです。その点、逸品主義の国宝ではなく、歴史的経緯を重視した評価がなされた訳で、国宝の評価を一新させる指定であつたかもしれませぬ。庶民の文化財が国宝になつたのです。これは、これまでないことです。

国宝となつた「菅浦与大浦下庄堺絵図」（以下、「菅浦絵図」と略す）は、日本でも有名な荘園絵図です。《図3》がトレース図です。前の講演会でも詳しくお話ししたので、今日はさらつとお話しさせてもらいますが、「乾元元年八月十七日」と絵図の裏に書いてあります。実は、正

安四年（一三〇二）が「十一月二十一日」に改元されて、乾元元年になりましたので、乾元元年には「八月十七日」はないのです。言ってみれば、昭和六十四年「一月一日」はありますけれども、平成元年「一月一日」はないのと同じです。昭和六十四年は「一月七日」までであつたので、平成元年は「一月八日」からしかありません。存在しない未来元号を使つているということになる訳です。「十一月二十一日」にならないと、乾元元年にならないということです。

だから、この絵図は後からつくられたものだろうと言われています。暦応年間（一三八八〜四二二）の南北朝時代に菅浦と大浦が大変な争いになるのですけれども、その時に菅浦側の主張を絵図に表現したものでらうと言われています。この絵図とセットだった官使の注進状も残つているのですけれども、それも「菅浦絵図」と一緒につくられたもので、菅浦の主張を京都の院の法廷に差し出したものだろうと言われています。この話は、昭和五十一年の論文ですが、瀬田勝哉さんが「菅浦絵図考（『武蔵大学人文学会雑誌』七一二）」という論文で明らかにしたものです。以前は、この絵図は中立の立場で、菅浦と大浦の言い分を公平に書いたものだとされて来たのですが、実際は菅浦の主張のみを書いたものだ、瀬田さんが明らかにしたのです。

菅浦と大浦の主張の違い

絵図の「菅浦与大浦下庄堺」の文字横に赤い線（H）がありますけれども、ここから下が菅浦ですよということを示しています。菅浦の主張ですから、赤い線から上が大浦です。この赤い線、つまり中世の境界は、現在の菅浦の領域とほぼ一致します。中世も現代も、菅浦と大浦の境は

あまり変わらないのです。絵図の右上に「山田峯」という字があるのですけれど、そこから南が菅浦の領域ということを書いた絵図なのです。赤い線で区切った菅浦の領域内にある日指・諸河は、菅浦の田地でしょうという論理が働いているのです。

一方、大浦は赤い線で区切った領域のことは触れずに、ピンポイントに日指・諸河の田地は大浦のものですという論理を展開します。菅浦がどのような領域を囲うのかは知らないが、この田地は大浦のものとする主張します。「大浦荘の一名(名田)です」という論理を展開するのですけれど、菅浦とは論点がまったく違うのです。菅浦と大浦の相論は、境界争いか、田地の所有権争いかという、論理のすれ違いで二世紀間ずっと終始するのです。まったく理論がかみ合わずに、最終的に武力闘争まで行なってしまうというのが現実です。

「菅浦絵図」の見方

実は日本全国に二百弱ぐらい荘園絵図が残っているようです。菅浦は厳密にいうと荘園ではないと思いますが、大浦下荘は荘園です。荘園ではないですが、中世の村を描いた絵図のことを、多く荘園絵図と言いつつわしていますので、この「菅浦絵図」も荘園絵図の一種と言つていいでしょう。他にも、荘園絵図と言つても「陸奥国骨寺村絵図」のように、荘園よりも地域が狭い村を描いた図もありますので、「菅浦絵図」だけが異例なのではありません。

いくつかある荘園絵図の中で、十点有名なものを挙げなさいと言つたら、「菅浦絵図」は必ず入ると思います。五点と言つても入るかもしれません。そのぐらい日本の荘園絵図としては有名なものです。この絵図

も国宝になりました。今回の国宝指定の内容は、文書二二八一通この絵図一幅です。絵図は掛け軸になっていますので、一幅と数えます。

この「菅浦絵図」は、竹生島を描いた最古の絵図です。当時、比叡山檀那院が菅浦の領主でしたが、その檀那院の末寺だったのが竹生島です。荘園の本家が比叡山檀那院、領家が竹生島で、そういう勢力が自分の味方にいるのだぞと、菅浦が大浦に視覚的に示すために、両村の堺に直接関係ない竹生島が描かれていると考えられています。大浦に対して、私たちの背後には竹生島弁才天がいるということを示すために、敢えて堺を表現するのに必要のない竹生島が描かれたのです。

一部の研究者の中には、「菅浦絵図」に「菅浦」と書いてある場所に集落があつて、その先に記されている集落は、水没したと主張する方がいるのですが、全然違います。これは菅浦と大浦の境の南が菅浦領であることを示すために、日指・諸河のあたりに、大きく「菅浦」と書いてあるだけで、菅浦の集落が「菅浦」の文字の所にあつた訳ではありません。民家が少し建ち並んでいる所が、当時から現在まで続く菅浦の集落で、須賀神社に合祀されてしまった大明神、それに八王子と中世は言つたのですけれども、明治時代には小林神社と言いましたが、これらの神社が赤い祠で書かれています。赤崎神社は大浦に近い、日指・諸河の先の小さな谷にあつた神社です。その三つの神社が赤い祠で描かれています。

村の戦いを軍記調に伝える

この菅浦と大浦の争いは、鎌倉後期・南北朝時代からずっと続けられていて、室町時代にも継続していきます。その中で、文安二年(一四四五)と寛正二年(一四六一)に大きな争いがありました。それが文安相論と

寛正相論です。4番の文書ですが、冒頭に「文安二年」と書いてあり、例えば「大浦より」とか、「より」はひらがなですね。「入ましき」とか、漢字とかなが混じっていますが、これが「菅浦文書」の特徴です。

武家の文書とか、お公家さんの文書だと漢字ばかりですけれども、農民の文書ですから、かなが混じるのが、惣村文書の特徴です。字として上手な気がしますね。これは「菅浦文書」の中ではきれいに書いてある方です。もっと未熟な字で書いてある文書もありますから、なかなか読みにくいのですけれども。

この文安の相論文書には、大浦との合戦の様子が事細かく書かれています。堅田とか八木浜村が大浦側についてとか、菅浦が自分の村をいかに守ったかが、文安相論と寛正相論の文書には事細かく書かれています。文安相論においては、最初大浦が菅浦を攻めて来て、それから菅浦が大浦を攻めに行つて、そこで菅浦側の人が十五人死んだというのですね。さらに日指・諸河で二回にわたつて、武力衝突が繰り返されるというすごい戦いです。

寛正相論では菅浦が「湯起請」をして負けてしまつて、その時、菅浦と大浦は日野家の所領だったのですが、その日野家の代官だった松平益親が、「湯起請」の神裁によって菅浦が悪いということになったので、処断のために周辺の村々を動員して菅浦を包囲します。菅浦は村人全員討ち死にする覚悟だったのですが、二人の長老が白装束で出ていって、謝つて何とか一村亡所になることを免れるという、大変な争いがありました。その様子が事細かく軍記物のように書かれています。

昨年、長浜市内にある雨森芳洲関係資料が、ユネスコ「世界の記憶」になりましたけれども、「菅浦文書」は日本の国宝になりましたが、こ

の二つの相論文書だけを取り上げたら、芳洲資料同様にユネスコ「世界の記憶」になるのではないかと思うぐらい、日本でも、あるいは世界でも珍しい、農民が書いた非常に貴重な軍記物だと思います。

二通の相論文書から、さまざまな事実が読み取れるのですが、特に菅浦と大浦の当事者だけではなく、周りの村々が菅浦方に付き、一方で大浦方に付き、一緒に戦っているという事実です。特に寛正相論では、当時の琵琶湖岸の村々の中には、本当に複雑な利害・協調関係があったことが分かります。そういう村の協調関係を、当時の言葉で「合力」というのですけれども、村の合力関係が背景にあつて争いが行なわれていたことが分かります。単なる当事者二村の問題ではないということが知られて、非常に興味深いのです。

寛正相論の後は、日指・諸河をめぐる争いは収束していき、戦国時代に至り、浅井氏の勢力が入ってくると、また違う展開が菅浦では起こります。大浦との問題よりも、支配権を強める浅井氏との問題がクローズアップされてくるのです。

鎌倉後期の菅浦との争い

ここから、もう少し古文書に即してお話しさせていただきますと思います。一番の文書を見ていただきますと、嘉元三年の文書です。一三〇五年ですから鎌倉時代の終わりの文書になります。先ほどお話しした、南北朝期の絵図をつくった時とは状況が違うということが分かります。

この文書では、菅浦の百姓が日指・諸河の田地を山門、つまり比叡山に寄進したことを記しています。比叡山には地主神として日吉大社があ

るのはよくご存じだと思います。日吉大社は、中世は日吉山王権現と呼ばれました。そして、二十一社という複数の神社から構成されていました。そのうちの八王子という、中世では日吉大社の背後の山の高い所に鎮座するのですけれども、八王子社の神人だと菅浦の人々は主張しています。つまり、八王子社の神の役を務める人だと自称してきたのです。

さらに、この文書では二宮という、やはり二十一社の一つの神人になったと主張しています。自分たちは日吉大社にお仕えしている者である。だから、大浦の言うことはおかしいのだと言うのです。味方を沢山つくるために神人だと称する文書ですが、その中で日指・諸河の田地を山門に寄進するというのが行なわれています。

原文でいいますと、線を引く張つてるところです。「菅浦内日指・諸河を同国大浦下庄に押領せらるるの間」とあります。日指・諸河を大浦が鎌倉時代の終わりに「押領」。すなわち、攻めてきて取つてしまい、耕作を妨害するので、「向後に於いては、山門に寄附奉つる所也」とあります。日指・諸河の田地を比叡山の田地とすることによって、大浦からの侵略を防ごうという作戦に出ているわけです。しかし、これはずっと続いたようには思えません。日指・諸河の田地を半分に分け、その半分を山門に寄附すると記されていますが、その後の「菅浦文書」からは寄附した形跡はまったく迫りません。ともかく、この時は半分寄附という事で、菅浦が大浦からの「押領」を免れようとしたのでしょうか。

実際に半分寄附したかは別にして、この文書を大浦側に示して、大浦は山門に逆らうのかという作戦です。さらに、菅浦は日吉山王・八王子の神人だぞ。二宮の神人でもあるぞ。それでも、大浦は逆らうのかという作戦です。この時代、大浦は三井寺の円満院を領主と仰いでおりまし

たので、鎌倉時代ぐらいは山門（比叡山）対寺門（三井寺）という対立が、菅浦と大浦の対立に重なっている所があります。室町時代以降になると、山門・寺門対立は影を潜めますが、田地を比叡山に寄進することで、菅浦は日指・諸河の田地を守ろうとしているのです。

村の境界の成立

ここで展開する論理は、先ほど見た「菅浦絵図」段階の菅浦の主張と大分異なると思います。この境界線が菅浦と大浦の堺。この境界線から南が菅浦の領地。日指・諸河は境界線の南にあるから、菅浦の田地でしようという論理とは、ちよつと違う論理をしている。鎌倉時代の終わり、一三〇五年の段階では、菅浦には村落境界という発想が芽生えていなかったと考えられます。南北朝時代になってそういう発想が出てきます。これは一般的な村の歴史からいって当然の流れです。

村の歴史というのは、まずはムラと呼ばれる集落とノラと呼ぶ耕地の境をつける。さらに、ノラの中で他村との境界をつける。さらに、江戸時代から現代においてもまでも続いています。ヤマの境をつけるというふうに、順番に村の領域を区切ってきたというのが日本の村落の発展のあり方です。江戸時代はその最終段階で、ヤマの境界争いである山論が非常に多かったです。

田地の部分は、江戸時代の初めに「村切」という政策によって、だいたい確定しました。しかし、近世には山論が非常に増えるというのは、村を区切る最終的な領域であるヤマの境界が争われるからです。中世の段階は、菅浦と大浦のように、ノラ（田地）の争いがまだ存在しますが、それは村と村の間のノラがすっかり区切れていない状態だからです。ノ

ラをめぐる争い、それが菅浦の日指・諸河の相論だと思ってください。

日指・諸河の永代売買禁令

さらに菅浦はこういう村掟を出しました。2番の文書です。日指・諸河を守るために色々なことをする訳です。この掟書が定められた貞和二年(一二三六)頃になると、領域的に菅浦が境界線を言い始めたころですけれども、「ところおきふミ」という掟です。村掟は十数通、「菅浦文書」の中に残っています。これは、その中でも比較的古い方のものです。

署名している「正阿ミた仏」とか「正信房」という人たちは、村の長老と呼ばれる代表。二十人いたとも言われますけれども、ここは十二人しか署名がないですね。「ナカハマ」というのは、「善阿ミた仏」の居住地を示しますが、菅浦の中の地名だと思います。今の長浜市街地は、まだありませんので、秀吉が造成した長浜の城下町とは関係ありません。

「おきふミ」とありますが、漢字で書くと「置文」で村掟です。「一つ」という所から読んでみます。「日指・諸河田畠をいて、一年、二年ハウリかうといふとも、永代おうる事あるへからず。一年・二年の年季売はいけれども、「永代」というのは永久にということ、それはダメと言っています。「このむねをそむ(背)かんともから(輩)においてハ、そう(惣)のしゆんし」「出仕」だと思えます。「しゆんしをと(止)めらるへく候、よんでところ(所)のおきふミ(置文)の状、件(くだ)んの如し」というふうにあります。

日指・諸河の田地は、年季売で一・二年はいいけれども、永久に他の人に売却してはいけないことを決めた文書です。日指・諸河の田地の所有権が、大浦の人に移ってしまったら大変なことになる訳で、それを防

止する目的です。

本書は研究が進んでいまして、ここには書いていないけれど、村の中で売買することまで禁止したのではないという解釈もあります。実は「菅浦文書」の中には、日指・諸河の田地の売買文書はたくさん残っているのです。それらの文書は、この掟を破っている話になってしまふ。そうではなく、村の中で売り買いするのはよくて、他の村の人に売ることがダメと言っているのだと考えられます。

要するに、現在も大浦と戦っている状態である田地を、もしも大浦の人が入手してしまったら大変なことになりますので、そういうことがないように、村外の人に売らないということを決めた文書です。こうやって、何とか菅浦で日指・諸河を特別な地域として守っていく努力が行なわれていたのです。

「菅浦絵図」の解釈

3番の所には、「菅浦絵図」の解説を載せています。実際に裏書がある乾元元年よりは二〇・三〇年ぐらいあとの暦応年間(一二三八〜四二)につくられた文書というふう考えられている話は、先ほど述べました。中には、乾元元年からすぐ後の嘉元三年(一二三五)につくられたものだと書いている人もいますが、大方は暦応年間ぐらいにつくられたと考えられています。菅浦の主張に従って、絵図は書かれました。

この図によつて菅浦という村が、集落つまりムラ。その周りに存在する田畑がノラ。その周りに存在する山林がヤマですけれども、同心円状のムラ・ノラ・ヤマを、村の領域として意識していることが分かります。日本村落史においても、非常に意味ある絵図ということになります。

村が領域を意識する。単に自分の住んでいる所だけではなくて、どこまでが隣村との境かというものを意識し始めたということになります。大浦側は比較的あとまで領域を意識せずに、この田地はうちのものだと言っていました。その辺に、かなり言い分のずれが生じているということになります。

村落間の複雑なネットワーク

4番の文書から菅浦の合戦記です。菅浦の堺相論では最大の合戦になる文安二年の相論についての文書を紹介したものです。全部引用すると長いので中略して載せてあります。内容は、文安二年の三月から翌年の七月九日までに起こった出来事を、文安六年（一四四九）、つまり三・四年たつてからまとめ直したものです。

この文書の特徴は三つほどあり、そのことを記しておきました。まず、料紙を五六枚ぐらいつないであります。そういう長い文書です。「菅浦文書」の中でも、最も有名な文書の一つと言っているかも知れません。湖岸の村々や地侍が、菅浦側と大浦側に付いて戦いを展開します。例えば、菅浦側には「八木公文」という地侍が出て来ます。浅井郡の八木浜村あるいは下八木村、上八木村辺りの地侍ですね。浅井氏の家臣になるような人たちです。「公文」というのは荘園の役職ですけども、その「公文」が菅浦方なのに、八木浜の村人は大浦方に付いています。地域の中で違う方に付いています。海津西浜の人は菅浦方に付いているのですけれども、海津東浜の人は大浦方に付いています。海津の西と東で争いがあり、菅浦と大浦の争いで代理戦争をしている。自分の所で戦いをするのと被害も大きいので遠い所で戦う、そんな現代では理解できない状況が

起きています。

中世の村は、このような複雑な合力関係を持っていました。菅浦・大浦以外の村が、隣村と大きな水争いとか山争いとか、さまざまな利害関係を抱えています。その複雑な湖岸の村々同士の間で絡み合っていて、菅浦と大浦が戦うというと、どっちかに味方して戦ったという現象が見られます。だから、我々が想像するよりも、中世村落間における村々の関係は、複雑怪奇なものがあるのかもしれませんが。複雑な合力関係、あるいは目に見えないネットワークが存在していることが知られる、非常に貴重な史料です。

後世への教訓を残す

戦いの現場のほかに、京都で壮絶な法廷論争を繰り広げているということも、この相論を見る場合の一つの特徴です。菅浦が供御人となっていた関係で、山階家というお公家さんの助力を得たり、当時は大浦と菅浦はお公家さんの日野家の所領だったのですけれど、その法廷で戦ったりなどしています。菅浦と大浦の現場で戦っている他に、京都でも争いを行っていたということが分かります。

さらに、これは重要なのですが、このような村の戦いを後世に残して教訓にしようという意識が非常に強く認められます。例えば、菅浦が大浦の人を殺してしまった報復で、菅浦の人がまた大浦の人に殺されてしまいます。そういう「報復の連鎖」は、やめた方がよいと述べています。あるいは、今度大浦を攻める時は、山側と海側の両方から攻めずに、海側の一方から押し出すように大浦を攻めないと、今度のように十六人も亡くなってしまふ。そういう教訓を村に残そうとしています。

時間がなくなってきたので最後のところだけ。4番の文書の一番最後のところを読んでみましょう。『自今以後も若（も）し此の公事出来候ハバ、此の如く京都をもつくり、地下人もけなけ（健気）二つを（強）くもち候へく候。万一大浦へよする事候ハバ、山口と上の山よりハかかるへからず、勢ハ多候とも、船よせからとすのはまど二手二よせて、敵方を一方へおいたすやうに仕候へく候、七・八十の老（おとな）共も弓矢を取、女性達も水をくミ、たて（楯）をかつく事なり、後も此の如くふるまい候へく候、京都の入目代ハ二年二百貫也、地下兵糧五十石、酒直五十貫文なり、此入目二十五・六年ハ地下計会して、借物多く候也、向後の為に心得比の如く書付畢わんぬ』。

ここで、「計会」というのは破産する意味です。後の村民に対して、この時は大変だったよということを書き残すために、この合戦記を書いているのです。「村の記憶」として残すために。そういうことが惣村で行なわれていた。そんなことが分かることも、「菅浦文書」の貴重さを高めています。中世の村が、教訓を後世に伝えようとしていたことが分かります。

「湯起請」の行方

さらに、寛正相論においては、菅浦は亡所になりかけます。大浦と菅浦の代官である松平益親という人に包囲されます。その前に、「湯起請」を行なうのですけれども、菅浦は負けてしまいます。5番の文書の前の方に、「既に湯起請に及び」と書いてあります。古代に「盟神探湯」という神裁がありました。熱いお湯の中に手を入れて、やけどが多い方が負けという、今から考えるとあり得ない話ですけれども。この時の「湯

起請」で、菅浦が出した人がおばあさんで、大浦が出した方が若者であったのです。案の定、おばあさんのやけどがひどくて、菅浦が負けて悪いことになって、攻撃を受けることになりました。

【中略】の四行後からを読みます。菅浦は周りを包囲されて、「さるまゑハ余所勢ハ一人も入れず、只地下勢はかり、ゆにも水にも成候ハんと一味同心候て」とあります。どうにでもなれという状態で、代官松平の攻撃を待っていたわけです。「枕をならへ討死仕候ハんとおもひきり、要害をこしらゑ相待候處二」と続きます。有名な話ですが、この時菅浦を攻撃した松平遠江守益親は徳川家康のずっと前の先祖なのです。徳川家康の先祖が出てくる最も古い史料としても有名です。

その徳川家康の先祖に攻められて、菅浦は亡所になりかける。その中で、5番の最後ですけれども、「けし人には」とあります。「けし人」というのは代表して降参に行く人です。「けし人は道清入道」。これは長老で有名な人です。あわせて、「正順入道命を捨て」と書かれています。降参して首切りと言われたら、斬首も仕方ない所です。「しほつとの（塩津殿）同道にて、松平遠江守まえ出、かうさん（降参）をいたし候て、地下二無為無事に候し」と続きます。何とか「塩津殿」に連れられて、二人が代表して松平に謝ることで、つまり降参することによって、一村亡所が免れるという事態に陥っておりました。

今日は一部しかご紹介できませんでしたが、堺相論の過程でさまざまな細かい村々の動きが記されています。村の実像が事細かに分かる史料として非常に貴重ということで、国宝になったのだと思っております。

こんなところで私の話を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

いざいました。

当日のレジュメ

【一】内の数字は、滋賀大学経済学部附属史料館『菅浦文書』の文書番号を示す。

1 日指・諸河百姓等請文案 一通【七二】

縦三・三×横五〇・二／嘉元三年（一二三〇五）

菅浦の百姓が、日指・諸河の田地を山門に寄進したことを示す文書である。具体的には、竹生島の本寺であった山門檀那院を本家として仰ぐことになった。さらに、現在の日吉大社を構成した山王二十一社・上七社の一社・八王子（現在の牛尾神社）への神役奉仕と共に、同じく上七社の一社・二宮（現在の東本宮）への神役奉仕を契約しており、その神人となることを述べている。

菅浦は正安二年（一二三〇〇）に行なわれた大浦との訴訟でも、山門檀那院の力を利用して、訴訟を有利に展開しようとしているので、本書で山門寄進を表明しているのは、より強固な援助を比叡山から引き出し、日指・諸河の田地領有を守り切ろうという姿勢を示すものだろう。本書には案文と推定される写が菅浦文書中に存在するが【七二】、そちらの署名者は、「日指・諸河百姓等」として二十五人の名前をあげる。この内、本書の末吉・重弘・季綱は二十五人の中に見えるが、吉充のみは見当たらない。

菅浦は自らの田地領有を正当化するため、「日指・諸河」という限定

した箇所を山門に寄進すると述べている。暦応年間（一二三三～四二）以降に菅浦が訴訟で展開する、「山田峯」以南を菅浦領とし、大浦とは堺を隔てた領域の中で「日指・諸河」の権利を主張する理論は、鎌倉時代には未だ芽生えていなかったことが知られる。

契約近江国菅浦内日指・諸河百姓等請状

右子細者、菅浦内日指・諸河を同国大浦

下庄被押領之間、於向後者、所奉寄附

山門也、日指・諸河田畠等、於半分者永代

可為山門御進止、更不可有子細者也、

当浦者自元令備進八王子御油、為

彼神人令勤仕神役之外、更無諸方之

煩、而及不慮之違乱之間、重為二宮

權現之神人、可令勤仕兩社神役者

也、將又彼御領内上柳谷、同為山門

御沙汰令入眼者、可有御知行者也、

仍為向後証文、請文之状如件、

嘉元三年二月 日

末吉（花押） 重弘（花押）

吉充（花押） 季繼（花押）

2 菅浦惣置文 一通【一八〇】

縦三七・四×横四〇・〇／貞和二年（一二三四六）

菅浦の村人が、日指・諸河の田地を、永代売りすることを禁じた取り

決めである。一・二一年の年季売りは可能だが、完全に所有権を放棄した永代売りを行なった場合は、惣村の寄合への参加を認めないと記されている。日指・諸河の田地をめぐって大浦と争う中、当地を惣の強力な統制下におこうとした、菅浦の村人の意向を示すものだと考えられる。

なお、本書は菅浦における「そう」＝惣（村落共同体）の初見文書である。南北朝期、鎌倉時代から存在する菅浦の村落共同体が、「惣村」として確立したということを示している。さらに、本書で言う売却は、菅浦の住民から菅浦以外の住民に田地を売ることを禁じたのみで、菅浦惣村内の売買まで禁じたものではないとの見解がある。事実、日指・諸河内の田地売券が、「菅浦文書」や「菅浦家文書」に残存し、本書は紛争中の田地が、村外の住人の所有になることを恐れて作成されたものと考えらるべきだろう。

（端裏書）

「日指・諸河田畠うりかうましきおきふみ」
ところおきふみの事

一、日指・諸河田畠をいて、一年・

二年ハうりかうといふとも、永代

おうる事あるへからず、こ

のむねをそむかんともからに

おいてハ、そうのしゆんしをと

とめらるへく候、よんでところ

のおきふみの状、如件、

貞和二年九月 日

正阿ミた仏（略押）

正信房（略押）

西阿ミた仏

慈願房（略押）

現阿弥陀仏（略押）

道念房（略押）

ナカハマ

仏念房（略押）

善阿ミた仏（略押）

善阿ミた仏（略押）

上阿弥陀仏（略押）

西念房（略押）

正現房（略押）

3 菅浦与大浦下庄界絵図 一幅【七二二】

縦九一・五×横六二・三／鎌倉時代（後期）～南北朝時代
中世の菅浦を描いた絵図として著名であり、さらに日本中世の莊園絵図としても代表的な作品の一つである。菅浦と大浦との日指・諸河の田地をめぐる境界争いに当って作成されたものである。両村の境界が朱で引かれた葛籠尾崎と大浦下庄の区域や、その西に位置する海津大崎を絵図上部に描き、菅浦の領家である竹生島を絵図下部に描いている。

従来から本絵図の裏にある「乾元々年八月十七日」の墨書や関連文書から、堺相論が決着しないため、院宣を受けた中央の官使が派遣され、その結果を院に報告した絵図と解されてきた。しかし、瀬田勝哉氏は、正安四年（一三〇二）は、十一月二十一日に改元され、乾元元年になることから、「乾元々年八月十七日」の年月日は、日本史上存在しないこと等から、本図が後代に作成されたものであることを明らかにされた。その作成時期は、暦応年間（一三三八～四二）頃で、菅浦が竹生島・山門と共に堺相論を展開した時期と考えられる。

また、朱線による境界は、菅浦の一方的な主張が記されているもので、竹生島を大きく描いているのは、菅浦を支持する領家としての姿を強調するためとしている。さらに、瀬田氏は大浦がこの相論を「日指・諸河

婦属論」と考えていたのに対して、菅浦が日指・諸河を含めたヤマ・ノヲを含む菅浦領の形成を目指していたことまで言及されている。

その後、下坂守氏はこの絵図の制作過程を再考し、嘉元三年（一二三〇）十二月以降、延慶二年（一二三〇）七月以前の制作であると結論されている（葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー』上）。いずれにしろ、①本図の乾元制作は否定され後代に制作された絵図であること。②官使が描いた公平な絵図でなく、菅浦の主張に基づき描かれたものであること。③本図から菅浦がノラ・ヤマを含めた菅浦領の領域形成の意図が読みと取れること。これらは、現在の研究者の共通見解となっていると言えよう。

4 菅浦惣庄合戦注記 一通【六二八】

縦二八・一×横一七五・三／文安六年（一二四九）

菅浦と大浦の間で、日指・諸河の田地をめくり行なわれた最大の合戦、あるいは最も経緯が知られる戦いとも言える文安の相論の顛末を記した覚書である。記された事件は、文安二年（一二四五）三月から翌年七月九日までの出来事だが、本書は文安六年二月十三日に、「越後公」なる者によって記されたことが奥書から判明する。菅浦と大浦の村人同士の間で激しい合戦の内容を、あたかも軍記物のように記すことで有名だが、その他にも中世村落社会での様々な動きを読み取ることができる。

第一に、本書によればこの合戦にあつて、北近江の八木公文殿や安養寺殿などの地侍、それに塩津・飯浦・西野・柳野・川道と他村の人々、それに海津西浜の人々が、合力して菅浦側として戦っている。一方、大浦側として、北近江の八木浜の村人、さらに海津東浜・今津・堅田の

人々が加勢している。ここでの合力は、海津の東・西浜が、大浦側と菅浦側に分かれて参加しているように、各地域における紛争を所を変えて行なっていると言えよう。中世の地域間における利害関係が、他村への合力の要因になっていたことが分かる。中世の村落間には、目に見えない複雑なネットワークが存在したことを知る必要がある。

第二として、現場での合戦の他に、京都での法廷闘争を果敢に行なっていることである。山門花王院の協力のもと、室町幕府の管領にまで訴状を送り、さらに供御人を統括する内蔵頭・山階家の家司大沢長門守を通して、当時領主だった日野家の法廷でも訴訟を展開している。京都での法廷闘争にかかった経費が、二年で二百貫文に及び、その他の兵糧米・酒代と共に、村の会計を大きく圧迫した事実も文末に記されている。菅浦は現地での戦闘と京都での訴訟、この二方面から大浦との争いを続けていたのである。

第三に、この争いでの反省を、文末に認め後世への教訓としていることである。先述したように訴訟により膨大な経費がかかったことを記す。さらに、菅浦が大浦の者二人を路路討にした結果、菅浦の者が東近江で刺客に襲われ殺害されることになった経緯に触れ、路路討は報復の連鎖になるので行なつてはならないと述べている。さらに、今後大浦の集落を攻めることがあつたならば、山手からは絶対攻めることはせず、船寄・浜側から二手に分かれて敵を山に追い詰めるようにして攻撃すべきだとある。この文安相論では、山手からの攻撃により、柳野殿の一族が多く討死した教訓を伝えているのだ。次世代へ合戦の顛末を知らせ、その反省点も記述することで、「闘う村」としての姿を子孫に伝えようとしている。中世村落Ⅱ「惣村」が、社会の持続性の意識を根強く持つて

いたことが知られる。

本史料は、中世の村人がその相論の顛末を自らまとめた記録として、日本でも類例が少ない貴重な文書である。

以下、本史料から知られる文安相論の経緯を、年表としてまとめておく。

文安二年

三月頃

大浦、大浦山への菅浦住民の立ち入りを禁止する。

六月八日

菅浦、日指・諸河へ入った大浦住民の鎌を七挺取る。大浦、菅浦の船を取る。

不明

海津西浜乙名・堅田辻殿・西野中北方らが中人として入る。

七月二日

大浦、菅浦若衆二・三十人が向山に入った所を襲撃する。菅浦、無傷。

七月四日

大浦、合力衆と共に菅浦集落を攻撃する。大明神の前などで合戦がある。

七月十日

菅浦、合力衆と共に大浦の集落を攻撃する。大浦の人家に放火するが、菅浦側十六人が討死する。

不明

菅浦、大浦共に京都へ訴訟する。京都で大浦勝訴の判決が下る。

文政三年

三月十六日

大浦、菅浦の平三を山にて殺害し、船を取る。

四月八日

菅浦と大浦、日指・諸河で合戦を行う。

五月十四日

大浦、赤崎の麦を刈る。

五月十八日

菅浦、大浦の大船を二艘取る。

五月十九日

菅浦、大浦の「大つくみ」・「小つくみ」の大麦を刈る。

五月二十日

大浦、赤崎の残り麦を刈る。菅浦と合戦となる。

五月二十五日

菅浦が日指の田植えを行なったことに対し、大浦が踏み返し、日指・諸河で合戦となる。菅浦、大浦の住民七人を討ち取る。

六月十五日

菅浦、大浦の住民二人を向山で殺害。さらに、山田・小山を襲撃し、一人を殺害する。

七月九日

大浦、刺客をやとい、東近江にて菅浦の住民四人を殺害する。

不明

菅浦の乙名・清検校（道清・清九郎）らの京都での活躍により、菅浦の日指・諸河への既得権が認められる。

（端裏書）

「ひさし・もろかわのをきかきなり」

文安二年乙丑就日差・諸川公事出来由來者、同年の

三月比、敵方大浦より状をこし、大浦山へ地下人不可入由状

付了、然者ひさし・もろかわへ大浦の者入へからすとて、同六月

八日敵方のかまを七ちやう取、同日地下人大浦へのりて候船を

をしと、むる、然所ニ海津西浜乙名、中人にて鎌と船を

本々ニ取かゑ畢、さ候程ニ、かなたごなたの物ゆいせひをわきまゑ

す、かくてあるへきニあらはねとて、堅田辻殿と申人、大浦又

菅浦うわのりたる間、中人ニなり候へとも、大浦ひいきにて地下

のふそくなるによんでもちいす、こゝに又西野中北方と申
 柳野中峯殿の聲なり、又大浦と知音にて媒芥あり、
 然者如本たかい二山へ可入相とさたまりけり、かゝるところニ、
 大浦者ハこなたへ入、こなたは大浦山へハ入ましきとさためて
 候をは不存知、七月二日地下若衆向山へ二卅人、船十
 そうはかりにて入ところを、大浦より大勢をそつしてをし
 かくる、されとも仏神のかゝゑ、又ハ地下のうんつをくして、
 一人もうたれす、しつくとふね二のり、一度二とんとわらいて
 帰けり、さ候程ニ大浦にはこなたよりよせぬ事ハあらしとて、
 海津東はま・今津・堅田・八木浜勢を入、難相待とよせざる
 間、つゑくゝてこらゑかたくて、七月四日午時、自大浦をし
 よする、地下にはかねて申承候勢をも不入、只、西野・柳野勢
 四五十騎と地下勢のはかりにて待かけたり、八木浜・堅田勢
 船數十そうにて海上ニひかゑたり、うしろの山猛勢
 にてをしよする、地下無勢なれ共散々ニ合戦す、大門の
 きと二火をかくる間、こなたの小家二煙上あり、かくて敵方
 引程ニ、追て出大明神のまゑにて合戦ありて、敵方あまた
 うち手をふせて、地下勢うたれず高名なり、かくてハ
 いか、あるへきにて、同七月十日大浦へをしよする、地下勢ニハ
 八木公文殿・安養寺殿・河道北南・西野・柳野・しほつせい・
 はるの浦・海津西浜勢を引率してよする也、すの浦ハマをは
 かいつにしはまうけとりてよする、○山口其時かいつ勢六人うたれてをは地下勢と公文殿
 にてかゝゑたり、安養寺・河道・西野・柳野ハふなよせより
 うゑの山へをしまわしよするなり、はるの浦勢・塩津勢ハ

おそなわり候て

用にもたす、はやすのはまをはいつせいにてをしやふる也、
 山口ゑもうち入、其時中二郎と申者一人うたれ畢、上の山の
 勢もきしをおり、面々ニ放火すといゑとも、ふなよせをやふら
 ざる間、柳野・中峯殿一そく九人までうたれさせ給う、此
 恩末代までわするへからす、

【中略】

一、公事無為之趣をたつねれば、山門花王院御力
 を得、山の使節の拳状をとり、官領へさしつけ
 列参仕、それより奉行へ申、道理ある支証等も
 数通さしいたす、雑掌ハ清検校と申人、粉骨
 至はしまわる間、任先規道理令安堵者也、又
 京にてハ 内裏 山階殿御代官大澤長門守、
 奉行飯尾ひせん殿と知音ニよんで無御等閑、その雑
 掌ハ田中兵衛也、かやうにひきまわし候て落居仕者
 也、自今以後も若此公事出来候ハ、如此京都をも
 つくろい、地下人もけなけ二つをくもち候へく候、
 万一大浦へよする事候ハ、山口と上の山よりハかゝるへからす、
 勢ハ多候とも、船よせからとすのはまと二手ニよせて、敵方
 を一方へおいたすやうに仕候へく候、七・八十の老共も弓矢を
 取、女性達も水をくミ、たてをかつく事なり、後も如此
 ふるまい候へく候、京都の入目代ハ二年ニ二百貫也、
 地下兵糧五十石、酒直五十貫文なり、此入目ニ五六
 年ハ地下計会して借物多く候也、為向後心得

如比書付畢、

菅浦

文安六年二月十三日

惣庄

執筆越後公也

5 菅浦大浦両庄騒動記 一通【三三三】

縦二八・〇×横一三〇・〇／寛正二年（一四六一）

文安の相論と共に、日指・諸河をめぐる合戦として著名な寛正の相論の顛末を記した文書である。菅浦の者が大浦下庄内の山田へ商売に行つて殺害された報復に、菅浦が山田の集落を襲い、四・五人を殺害し放火した。これを受けて、両者が事件を当時共通の領主であつた日野へ訴え、その法廷での裁判となつた経緯を記す。

日野家では、いずれの主張が正しいか「湯起請」が行なわれた。湯起請は古代の盟神探湯に起源を持つと見られる中世の裁許法で、熱湯の入つた釜の中に石を置いて、これを両当事者に探り取らしめ、手の損傷具合によって勝敗を決めたものである。この菅浦と大浦の争いでは、菅浦の代表が最初に殺害された者の老母であつたのに対し、大浦庄山田の代表は若者であつたので、菅浦の非がけ決せられたとされる。

この神裁を受けて、菅浦と大浦両所の領主となつていた日野家の代官・松平益親（徳川家康の祖とされる）は、塩津熊谷氏・今西熊谷氏・山本氏・浅見氏などの近隣の武士や、日野牧（蒲生郡）の勢力や高島郡の朽木氏、松平氏の本拠・三河国からの軍など遠方の援軍を加え、海津東西浜・八木浜などの近隣村人をもかり出して、菅浦を亡所とするため四方から攻撃を仕掛けた。

最終的には塩津熊谷氏の仲介により、菅浦の長老二人、すなわち道清

入道と正順入道が、降伏を松平益親に伝え、菅浦の滅亡は避けられたと記している。村落間紛争の裁判方法としての「湯起請」の方法等を、如実に現在へ伝えている点が本書の最大の魅力と言えよう。なお、本書から分かる寛正相論の裁判・相論経緯を下記に纏めておく。

寛正二年（一四六一）

七月二十四日 大浦庄内山田、菅浦の商人を「盗人」として殺害する。

七月二十九日 菅浦、山田へ押し寄せ四・五人を殺害する。

不明 菅浦・大浦、日野家へ訴訟する。

不明 日野家での裁判（湯起請）が行われ、山田の若者、菅浦

の老婆に勝利する。日野家、菅浦退治を決める。

不明 菅浦、「盗人」と決めつけられたので、合力する村なし。

十月十三日 大浦とその合力村、日野家の代官である松平遠江守（益

親）を大将として菅浦を四方から攻撃する。

菅浦、熊谷上野守を仲介として、降参する。道清入道・

正順入道、松平遠江守の所へ出頭する。

寛正貳年辛巳七月廿四日、当所者為商、色々

物を所持仕、大浦庄内山田罷越候處、無明無実

生涯させ候、此方よりもちて候雑物もなし、

ぬすみたと申雑物も見へす、生口にも

おかす、理不尽ニ生涯させて候、其不足依為

千万、同廿九日山田へ押寄、人を四・五人打、

放火仕、臆自大浦令注進、当所よりも

注進至、於京都理非の趣依無御存知、両方
令上洛、日野殿於御前可遂対決由、度々

召符被下、山田本人も罷上候、当所には山田
にて生涯仕候物ハ独身にて、親類兄弟も

候ハぬ物にて上へき仁なし、老母の候か、我罷上
難及問答、猶以依不行事、既及湯請文、

両方手を地頭松平遠江守一見せられ候、山田
物ハ若者なり、殊二男にて候間少はれて候、老母ハ

やせて候程二大ニ見へ候て、山田百姓方へ理を相
付、当所者ハ盗人の罪祥になされて候、さ候程二、

日野殿いきとをり以外二候て、可加対治由
御状下され候、

【中略】

盗賊の名取にて日野殿よりの御勢相向とき、
又ハ御奉書をつけまわさる、間、地下よりのむ
といふとも、公方事にてをくれ候ハすハ、面目なき
事にてあるへく候、さるまゑハ余所勢ハ一人も

不入、只地下勢はかり、ゆにも水にも成候ハんと
一味同心候て、枕をならへ打死仕候ハんとおもひきり、
要害をこしらゑ相待候處二、同十月十三日二

松平遠江守を大将にて、しほつ熊谷上野守・
いまにしくまかゑ・山本・浅見率大勢、彼の

敵方ハ便宜をかたらい、松平殿勢には三河
よりものほる、日野まき・くつき勢数万騎

引率して、大手大明神前へつめられ候、大浦勢ハ
七村を二二分、大峯より西谷へくたす、尺迦か頭・高

の手に山田・小山、はたへ勢ハ尾崎まで責下、
山本・今西勢ハいわしか尾二ひかゑ、からめて二ハ

海津東西・八木浜勢数万そうの船にてうかむ、
地下にはわつかに老若百四・五十人にて、城をかた

め、只一すち二枕をならへ打死□候へ、目とく見
あわせ、二・三度の時のこゑをもあわせず、ひそかに

しつまりきつて候ところを、よせてこわく
やおもわれ候ける、くまかゑの上野守の手

より籌策をめぐらし、色々依口入、煙を
あけ、けし人には道清入道・正順入道命を捨、

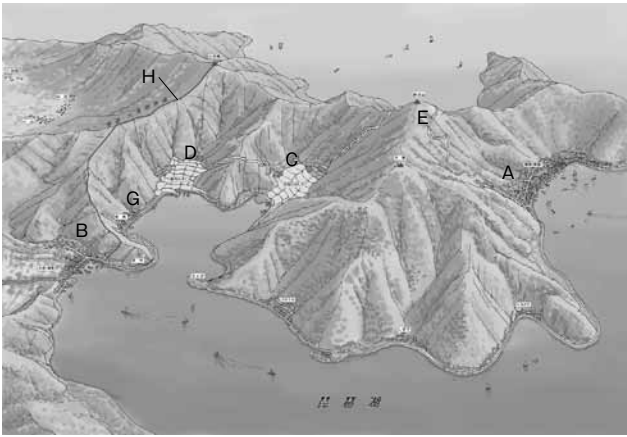
しほつとの、同道にて、松平遠江守まゑ出、かう
さんをいたし候て、地下二無為無事に候し、相構く

少々の不足候共かんに候て、公事の出来候
ハぬやうに、末世末代までこれを手本二して

かんに候へく候、最初ハさしたる題目
にてハ候ハねとも、如此大ニなり候間、為心得書

しるしをき候、

寛正二年十一月三日 書之

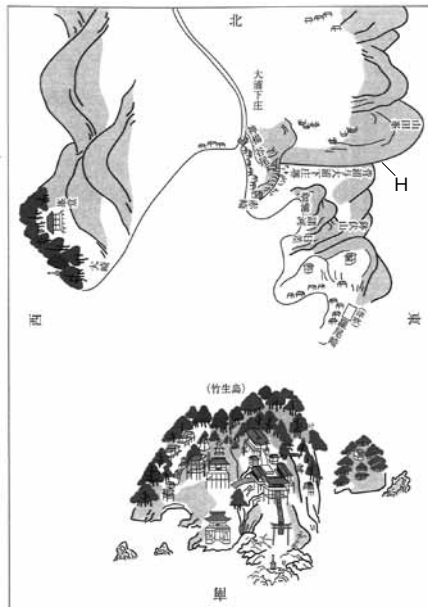


《図1》菅浦・大浦鳥瞰イラスト



《図2》菅浦集落鳥瞰図

長浜市長浜城歴史博物館編『菅浦文書が語る民衆の歴史—日本中世の村落社会—』より



《図3》菅浦与大浦下庄堺絵図 トレース図

